

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（39）」
2. 日時：平成30年7月26日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査専門職

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、北條技術研究調査官、坂本技術参与、船田技術参与、中野技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 調査役 他15名

5. 要旨

(1) 共通事項及び劣化状況評価（中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、コンクリート構造物、耐震安全性評価、耐津波安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について

○共通事項及び劣化状況評価（中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、コンクリート構造物、耐震安全性評価、耐津波安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【共通事項】

- コンクリート構造物に係る30年目と40年目の技術評価の違いについて、熱及び放射線照射以外の要因に関しても説明をすること。
- 日常劣化管理事象の保全方針について、トラブルの水平展開などの追加保全と通常実施している保全内容を整理して説明すること。

【劣化状況評価（中性子照射脆化）】

- 重大事故等時の事故シーケンス毎にPTSの観点から影響を説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 基準地震動 Ss 及び Sd に対する等価繰り返し数の設定根拠について、具体的に説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出(低サイクル疲労、2相ステンレス鋼の熱時効)があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認の上適宜コメントを行う旨伝えた。

6. 資料

- (1)「東海第二発電所 運転期間延長認可申請(共通事項) 補足説明資料」
- (2)「東海第二発電所 劣化状況評価書(低サイクル疲労) 原子炉再循環水入口ノズルクラッド部の健全性について」
- (3)「東海第二発電所 劣化状況評価(中性子照射脆化) 補足説明資料」
- (4)「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- (5)「東海第二発電所 劣化状況評価 審査会合における指摘事項の回答(照射誘起型応力腐食割れ)」
- (6)「東海第二発電所 劣化状況評価(照射誘起型応力腐食割れ) 補足説明資料」
- (7)「東海第二発電所 劣化状況評価(2相ステンレス鋼の熱時効) 補足説明資料」
- (8)「東海第二発電所 劣化状況評価(コンクリート構造物:コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下(含む鉄骨の強度低下)) 補足説明資料」
- (9)「東海第二発電所 劣化状況評価(耐震安全性評価) 補足説明資料」(改16)(7月19日提出資料)
- (10)「東海第二発電所 劣化状況評価(耐震安全性評価)」
- (11)「東海第二発電所 劣化状況評価(耐震安全性評価) 補足説明資料」(改17)
- (12)「東海第二発電所 劣化状況評価(耐津波安全性評価) 補足説明資料」(7月19日提出資料)
- (13)「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」